

## 令和5年度第3回長野県障がい者施策推進協議会議事録

日時：令和6年2月13日（火）

10:00～12:00

場所：長野県庁西庁舎108号会議室

（対面、WEB会議併用形式）

### 1 開 会

（障がい者支援課 山本企画幹）

おはようございます。Zoomで参加される方につきましては、カメラをオンにさせていただけますでしょうか。ありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第3回長野県障がい者施策推進協議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、御出席を賜り誠にありがとうございます。会議事項に入りますまでの間、司会を務めます障がい者支援課の山本哲也と申します。よろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、福田健康福祉部長より御挨拶を申し上げるところでございますが公務の都合で遅れて参りますので後ほど御挨拶を申し上げたいと思いますので、御容赦くださいますよう、よろしくお願いいたします。

本日は、15名中12名の委員の皆様にご参加いただいております。お手元に、委員名簿を御用意いただきたいと存じます。

3名の委員の皆様が欠席となっておりますので、順番に申し上げてまいりたいと思います。

上から3番目の大堀様、欠席でございます。それから、その下の小岩委員様、欠席でございます。ただし、千曲市の職員の方が会議の様子を傍聴するというのでZoomにて参加しておりますので、よろしくお願いいたします。

それからですね、下から4番目の丸山委員さんが欠席でございます。

WEB参加の委員の皆様を御紹介申し上げます。

上から7番目の田中委員さんWEB参加でございます。

それから下から6番目の長沼委員さん、それから下から3番目の宮島委員さんがWEB参加ということでございます。

本日の協議会につきましては、委員総数15名のうち出席人数12名で過半数の出席を得ております。よって、長野県附属機関条例第6条第2項の規程によりまして、本協議会が成立していることを御報告申し上げます。

続きまして会議資料の確認をお願いしたいと存じます。あらかじめお送りしました資料につきまして御確認をいただければと思います。

資料一覧、委員名簿、会議次第、そのあと資料1から資料7-2まででござ

ございます。本日、御手元に無いようでありましたら予備がございますので配布したいと存じますが、よろしいでしょうか。

次に、この会議は公開で行います。併せて後日、県のホームページで議事録及び会議資料の公表をまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、本日の会議は2時間を予定しており、終了時間は12時を目途とさせていただきますと存じますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは会議事項に入りますので、司会進行を赤羽会長様にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

## 2 あいさつ

(赤羽会長)

では皆さん、おはようございます。紹介いただきました赤羽でございます。

では、今日も進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

今回は、次期プラン策定に関わる今年度最後の会議ということになります。また、その他の議題についても来年度以降の障がい者施策に関わる重要な議題になっております。皆様からの積極的な議論により実りあるものとなりますように是非、御協力をいただきたいということを御期待するところでございます。よろしくお願いをいたします。

それでは、会議事項に入ります。会議事項については一括で説明をしていただいた後に、まとめて質疑応答の時間を取らせていただきたいと思います。

それでは、会議事項(1)から(6)までを障がい者支援課から説明をお願いいたします。

## 3 会議事項

(1) 長野県障がい者プラン2024(仮称)(案)について

【資料1～2】

(障がい者支援課 前田主査)

おはようございます。障がい者支援課の前田と申します。資料1から、3のプランの関係を説明させていただきます。WEBの方も声聞こえていますか。大丈夫ですか。わかりました。座って説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず今年度最後の協議会となりました。プランについても3回目の今日の会議の意見を反映させていただいて最終案を出させていただくというよ

うな形になりますのでよろしくお願いいたします。

先日ご連絡差し上げたのですが、今回出している資料2の案で、パブリックコメントを同時並行で実施させていただいておりました、そちらの意見も反映させていただいて最終案になるかと思っております。よろしくお願いいたします。

資料の説明に入ります。なるべく意見の時間を取りたいと思っていますので、私の説明は、かいつまんで説明させていただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

まず資料1でございます。これについては、まず今回の障がい者プラン2024の概要、構成案ということでパワーポイントにまとめさせていただいた資料となります。

左側を見ていただきますと、まず第1章の前に計画の策定にあたってということで計画の基本的な情報を掲載しております。

一つ目に、この計画というものがどういう位置づけになっているかということで、例えばですけども、当県の総合5か年「しあわせ信州創造プラン3.0」における個別計画になっていましたり、各種の障がい者基本法に基づく県障がい者計画や障がい福祉計画・障害児福祉計画といったもの。

あとは文化芸術とか読書環境とかこういったものの個別計画を包含しているというような形になります。

計画期間ですが、これまで説明したとおり基本的には6年間。

障害福祉計画と障害児福祉計画に関しては3年間という事でまた3年後に改正が必要となります。

推進体制に関しては、ご覧のとおりですけれどもこの協議会でまた進捗管理、例えば目標達成がどうなっているとか、色々な面で管理していくという形になります。駆け足で申し訳ないです。

第1章ですけれども、現状の各種データという事で、身体障がい者数とか難病患者数とか、後は発達障がい関係、高次脳機能障害の関係の相談件数など、現状データということでお示ししたものが第1章になります。

その下。もう一つの要素としては全計画期間の6年間でこういった動きがあったか、というものを説明したものが左側の下の所で、例えば差別解消法の関係で合理的配慮の提供の義務化が国で定められていたり、後は県で障がい者共生条例の施行があったといった動きをまとめさせていただいたものとなります。

次に真ん中の列になります。第2章計画の概要という事で基本理念・基本的視点を定めさせていただいております。

前回いただいたご意見も反映させつつ、まとめさせていただいておりますのでご覧頂ければと思います。

第3章、第4章と被る部分があるのですけれども、第4章の分野別施策の中で特に重点的に取り組む施策という事で第3章にまとめさせていただいております。簡単に説明していきますが、

「1. 共生社会の実現に向けた取組の強化」という事で、例えば下に書いてあるとおり啓発・広報の実践、共生社会実現に向けた体験機会の創出による行動変容・ワークショップ等の開催によって条例の理念を広げていくとか、こういった障がいの理解に向けた取組や、交流機会の拡大、権利擁護の取組というものを推進していくというようなイメージでございます。

2番。「地域生活を支えるサービス基盤の充実」という事で必要なサービス基盤の整備等の取組を推進するという事で、例えば地域生活支援拠点の機能強化や基幹相談支援センターの設置促進。あとは人材の確保定着に向けて、業務効率を上げる介護ロボット・ICTの導入等などの、地域を支えるサービス基盤の充実のための取組を行っていききたいという事でございます。

3番が、「出番があり生きがいを感じられる生活の保障」。

主には就労支援・情報保障、スポーツや文化といった社会参加の機会の拡大、といった活動を行っていききたいということでございます。

4番の「多様な障害に対する支援の推進」という事で、例えば医療的ケア・重症心身障がい・発達障がい・強度行動障がいといった障がい特性に応じた支援が必要なものがございますので、これらの体制整備や支援といったものを定めさせていただいております。

第4章の右側ですけれども、基本的には分野別施策という事で3章で定める以外の施策も含めて各種施策を定めております。説明が被るので省略はしますが、1番は重点施策の1に被りますが障がいへの理解と権利擁護の推進といった施策。

2・地域生活の支援は重点施策の2番と被るような部分があります。

3番は重点施策に無いのですけれども、安全で暮らしやすい地域づくりという事で防災対策とか、福祉のまちづくりといった観点で定めさせていただいております。

4番は重点施策3に被りますが就労支援や情報保障などの社会参加の促進という事で定めさせていただいております。

5番は重点施策の4番と被りますが、ライフステージに応じた切れ目のないサービス基盤の充実という事で、保健医療サービスの提供や多様な障害に対する支援の充実といった政策を定めさせていただいております。

最後に一番右下の所なのですけれども資料3で詳しく説明しますが、第5章に関しては、この部分が第7期の障害福祉計画・第3期障害児福祉計画になります。

この部分で障害福祉計画や障害児福祉計画に関わる主な成果目標や活動指標といったものを定めさせていただいております。

資料3で説明しますのでこの部分は省略させていただきます。

資料2ですけれども、プラン本文の案で、今パブリックコメントで図っている案という事でお示ししてございます。

資料がかなり多い枚数になっておりますので全部説明はしないですけれ

ども、今言った構成案の様な並びで本文の案を作らせていただいておりますので、またじっくり読んでいただければと思います。

説明の関係上、省略させていただきます。一個補足ですけれどもここに書いてない巻末資料というものもありまして、巻末資料に関しては障がいのある方の実態調査のデータですとか、そういったものが巻末資料として付いておりますので補足だけさせていただきます。

資料3に移らせてもらいます。駆け足で申し訳ございません。資料3に関しては、資料2が相当枚数があるので、後ろの方であって、193ページになります。

## (2) 長野県第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(案)について 【資料3】

(障がい者支援課 前田主査)

ページ数が多くて申し訳ございません。資料3に関してですけれど、先ほど資料1で述べた、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る県の成果目標案について各項目ごとに考え方をまとめさせていただいた資料となります。

多いので主なものを説明していきますが、まず①「施設入所者の地域生活への移行」ということで、前回の第2回目でも説明させていただいたのですけれど、国の指針の目標値の考え方がまずございまして、例えば地域生活の関係は6%以上ということがございます。更に、前回会議で、未達成割合は含めないというような形にしました。本来であれば、前回の計画の未達成割合を含めなくてはいけないという形ではございますが前回も説明させていただいたとおり、現実とそぐわない数値になってしまうので、ここは考えないようにしております。

そうしまして12月末に市町村から最終報告をいただいた数字を積み上げさせていただいて、右の目標値ということで7.6%、166人ということで数値目標を掲げさせていただいております。

施設の減少数ですが、こちらも圏域計画を基本として148人、6.8%ということで、国の5%という目標は一応クリアしているというような形になります。

②の「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」というものは、保健・疾病対策課の方で考えていただきましたが、基本的には国の目標値を参考に定めさせていただいている形になります。

あと次のページの③ですが、「地域生活支援の充実に関すること」ということで基本的には各圏域に1か所以上、地域生活支援拠点を整備しつつコーディネーターを配置、更に「年1回以上の運用状況の検証といったものを目標とする」としてございます。

加えて、新しく追加された強度行動障がいの関係は各圏域でアンケート調査等の実施により、支援ニーズ等を把握して支援体制の整備を進めるといような形で各圏域で定めております。

その次のページ④「福祉施設から一般就労への移行」に関しても、未達成割合を含めるといところはカウントしていません。やはりここは難しいので、その辺も考慮しつつ圏域の積み上げを、基本として定めさせていただいております。、量が多いので次のページにわたる 8 項目ぐらいありますが、一応、国の目標値は達成しているような状況でございます。

次のページ、⑤の「障がい児支援の提供体制の整備等」ですが、これに関しては例えばですけど、児童発達支援センターとか保育所等訪問支援とか、こういったものを整備していくということで、圏域ごとに最低一つ以上は出来るような形で圏域計画を定めております。

その次のページの最後の医療的ケア児支援センターの設置とか、現在県の医ケアセンターを設置していますが、こういったものを維持したり、今後、県及び圏域ごとに協議の場を継続とか、コーディネーターも全域で設置していくというような目標となっております。

資料 3 の最後のページになりますが、例えば⑥、⑦に関しては基本的には 6 期とあまり変わっていません。ただ、⑥、新たに追加されたもので、基幹相談支援センターの設置を全ての圏域でやっていくといような形で定めております。

⑦は、今までと同じようにサービスの質の向上のために、各種研修を、行っていくなどを定めております。

すみません、ちょっとかなり駆け足で説明したので申し訳ございません。プランに関しては、要素としてはこのような形で定めていっていききたいなと思っております。また、色々御意見あると思しますので、よろしく願いいたします。

私の説明は以上でございます。

### (3) 共生社会実現への体験機会創出事業について【資料 4】

(障がい者支援課 大井係長)

続きまして障がい者支援課共生社会推進係の大井と申します。

私の方から資料 4 の説明をさせていただきます。お願いいたします。

資料 4、199 ページでございますけれども、「共生社会実現への体験機会創出事業」の説明をさせていただきます。

こちらは令和 5 年度から始まりました県民参加型予算という試みでできた事業でございます。県民の皆様の新たな発想等を取り入れるため、提

案者との対話を通じて県予算を共に作り上げるという事業の中の一つとして出来たものでございます。

こちらは長野朝日放送とシューマートの2社との対話により予算化されたものでございます。

目的といたしましては大きく3つ。

「障がいの社会モデルの理念」を普及すること。そして行動変容を促す機会の創出。多様性の価値について発信する。という目的でございます。

事業内容も大きく3つございまして、「(1) 障がい理解教育」。「(2) インクルーシブデザインワークショップ」。そして「(3) 障がいに関する広報・啓発」です。

特徴的なのが、やはりインクルーシブデザインワークショップでございまして、障がいのあるリードユーザー、ファシリテーターと共に街歩き等を経験し、今まで顕在化していなかった様々な社会的障壁を発見すること。そして発見された課題についてグループワークを通じて解決策を検討していくという取組でございます。

そういったワークショップの模様を今後啓発したりですとか、ワークショップに参加される方に事前に障がい理解教育を受けていただいて、実りあるワークショップにしていこうという枠組みにしております。

予算枠と致しましては、880万6千円で要求をしているところです。

説明については以上です。

#### (4) 障害福祉サービス事業等の指定基準条例等の一部改正（案）について【資料5】

(障がい者支援課施設支援係 若林係長)

施設支援係の若林でございます。どうぞよろしくお願い致します。

私の方からは、資料201ページの資料5を説明させていただきます。着座にて失礼致します。

資料5は条例案の改正についてのご報告でございます。

まず1の改正理由と内容でございますが、指定障害福祉サービス事業者などは、人員や設備、運営に関する一定の基準を順守して、サービス等の提供を行わなければいけませんけれども、今般、その基準にかかる国の省令が改正されたことを受けまして、県の関係条例について必要な改正を行うものでございます。

2番の施行期日でございますが、一部の改正規定について経過措置を設けますが、原則として令和6年4月1日、または政令で定める日とさせていただきます。

3 番の主な改正内容でございます。

まず(1) 番でございますけれども、こちらは就労選択支援の創設でございます。

こちらは新しいサービス種の追加でございますして、政令で定める日から施行されることとしております。

今の段階で国から示されている情報は、この政令で定める日は令和7年の10月ということで、今のところ示されているところでございます。

まだ政令自体は公布されておりませんので、あくまで予定ということでございます。

このサービスは、働く力と意欲のある障がい者に対して、障がい者本人が自分の働き方を考えることをサポートすると共に、就労継続支援を利用しながら就労に関する知識や能力が向上した障がい者には、本人の希望を重視しながら就労移行支援の利用や一般就労などへの選択の機会を適切に提供することを目的としているものでございます。

そのためこのサービスの実施主体としましては、一定の就労支援の経験や、実績が必要となりますので、指定障がい福祉サービス事業者として就労移行支援や就労継続支援を実施しており、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用された事業者や、それと同等のものとしていただきます。

その事業所には、必要な人員として管理者と就労選択支援員といった職員を配置することを定めます。

続いて資料 202 ページをご覧ください。(2) 番の地域連携推進会議の設置でございます。

こちらの改正は、いわゆるグループホームと障がい者支援施設という入所施設における支援の質の確保という観点からの改正となります。

大きく分けて2点ございまして、まず1点目でございますがサービスの提供にあたっては利用者と、その家族、地域住民の代表、事業において知見を有する者、市町村の担当者などにより構成される協議会を開催し、おおむね1年に1回以上事業の運営に係る状況を報告すると共に必要な要望や助言等を聞く機会を設けなければならないとするということでございます。

2点目は、この協議会への報告や協議会からの報告や要望や助言についての記録を作成するというのと、その記録を公表しなければいけないということでございます。

これらの改正につきましては1年間の経過措置を設けますので完全な義務化は令和7年4月1日からとなります。

続いて(3) 番の全サービスの共通事項でございます。

指定障害福祉サービス事業者等によります意思決定支援は、障害者総合支援法などにおいて、障がい者等の意思決定に配慮するよう努める旨が規定されるなど、これまで重要な取り組みとして位置付けられているところ



でございますが、それをさらに推進するため、サービスの提供にあたっては利用者の意思決定に配慮するということが指定基準に盛り込むというものでございます。

続いて（４）番の児童発達支援の類型等の一元化でございます。

この改正は多様な障がい児が身近な地域で支援を受けられる体制整備を促進するという観点から、現在ございます医療型児童発達支援を児童発達支援に一元化すると共に、既存の児童発達支援における人員、設備基準等の３類型、いわゆる障がい児や難聴児、重症心身障がい児といった区分の３類型でございますが、これらの区分についても、主として難聴児または重症心身障がい児の介護、通所する、対応する指定児童発達支援事業所以外の人員・設備基準に合わせる形で一元化するというものでございます。

なお、この改正の施行の際、現に指定を受けている医療型児童発達支援センターなどの人員や設備等の基準につきましては、令和９年の３月３１日までの間、あるいは当分の間、従前の通り、これまで通りとさせていただきます。

説明は以上でございます。

（５）障がい者スポーツ行政の一元化について【資料６】

（６）障がい者スポーツ行動推進計画の見直しについて【資料７】

（障がい者支援課スポーツ支援係 田嶋係長）

障がい者支援課障がいスポーツ支援係の田嶋と申します。

最後になりました、資料６・資料７について一括して説明させていただきます。

203 ページ、資料６をご覧ください。障がい者スポーツ行政の一元化についてでございます。

こちらにつきましては来年度、令和６年４月１日から、その組織図にありますように健康福祉部にあります障がい者スポーツが、令和６年度教育委員会のスポーツ振興と一緒になりまして観光スポーツ部が新たに発足します。

このような一元化については、全国でも既に 22 の都道府県がスポーツ課と一元化しております。

スポーツ課と一元化することで一般スポーツとの連携が得られたり、それから国の方はもう既にスポーツ庁ということで、障がい者スポーツ、障がいの有る無しに関係なくスポーツを同じ部署で所管しているというような流れになります。

一元化した後も障がい者スポーツ、まだまだ地域や市町村の中では市町村の福祉課が所管していたりというところも非常に多いので、福祉分野と

の連携も引き続き持つような形で競技性も向上し、それから拡大といったところも力を入れていきたいと考えております

それに伴いまして、実は施策推進協議会の中で障がい者のスポーツの専門部会というものが存在しておりました。

現在は休止をしているのですが、この専門部会については行動推進計画、2028年の大会に向けた計画を作るという目標で設立されました。

令和6年4月1日から県の組織改正により、そういった障がい者施策推進協議会の専門部会についても、新たなスポーツ部局に組織が変わるということで令和5年度をもって廃止するという形になります。その協議についてはスポーツ振興課が今持っている障がい者スポーツの審議会の方に承継するというを考えております。

続きまして205ページ。今申し上げました、「信州やまなみ全障スポ」に向けたスポーツ行動推進計画についてでございます。

この計画は2028年に開催されます本県での大会を、より有意義な大会にするために6つの施策の中でそれぞれ目標を掲げながら計画を策定しております。

205ページ、3番ですけれども、取組について大きく6つの柱を掲げております。

今年度につきましては、実は9月に4年ぶりに県障がい者スポーツ大会が開催されました。

しかしながら依然としてコロナ禍の影響が大きく、以前におこなった4年前よりも人数が半減しているという状況でございます。

5番、競技力の向上でございます。令和6年度は一元化すると、スポーツ推進課ということで一般スポーツとの連携が深まるということで、そういったところからの支援をいただきながら競技力の向上を今後は加速させていきたいと考えております。

6番目ですけれども、障がい者スポーツに対する理解の促進ということです。

今年度、鹿児島で全国障がい者スポーツ大会が実施されたのですが、県内メディアで、その活躍が取り上げられなかったということが課題として残りました。

今後は2028年の大会に向け、県内のメディア等にも対してアスリートの活躍を報道するようにこちらからも積極的に働きかけていきたいと考えております。

続きまして206ページ。先ほど申し上げた行動推進計画ですけれども、これはコロナがここまで影響があるという前提で作られたものではございません。従いまして、コロナ禍に起因する障がい者スポーツが、やる機会が失われたことによって停滞しているというような状況。それから来年度障がい者スポーツがスポーツ部局と一元化すると、この2点を含めまして以下の通り見直しを検討しております。

主なものですが、やはり見直し（3）ですけれども現状はコロナ禍前に比べてだいぶ人数等も減っている部分があるということで、改めて評価をしながら2028年に向けて後残り4年ですけれども、準備しながら、せっかく長野県でやる大きなイベントですので一過性の大会で終わることなく、障がいのある方が少しでもスポーツが出来るような環境が整うということを大きな目標としてこの計画に従って、2028年を迎えたいと考えております。

資料7-1ですけれども、先ほど申しあげました取り組みの今年度の検証の成果でございます。

それから209ページ。行動推進計画ですけれども概要の中で下線部、この部分については今回この計画の一部改めまして、更に2028年の大会に向けて進んでいくということで改正を今回の審議事項として挙げさせていただきました。説明は以上です。

（赤羽会長）

ありがとうございます。只今全ての会議事項についての説明をしていただきました。

ここからは、これまでの説明に対する質問や障がい者施策の課題、日頃からお持ちの問題意識など障がい者施策全般に関しましてご質問やご意見をいただく時間としたいと思います。

なお、お願いですけれどもご発言に際しては挙手をお願いしたいと思います。指名を受けてその後、お名前を述べていただいてからご発言いただきたいと思います。WEBの皆さんも画面上に見えるように気にして、見ておきますので手を上げていただければと思います。よろしく願いをいたします。

また委員の皆様、全ての皆様からご意見を賜りたいと思いますので是非よろしく願いをいたしたいと思います。

それでは進めていきたいと思いますが、資料も沢山のものがありますので全体からですけれど、やはりまずは少し切りながらお伺いしていけたらと思います。

資料1と資料3は繋がっているところも様々ありますけれども、まず資料1のところにつきまして、概要、基本理念から始まりまして文言も含めまして、皆様の方から何か気になるところ、ご意見等ございましたら是非お願いをしたいと思います。

いかがでしょうか。感想等でも構わないと思いますので、資料1のところいかがでしょうか。

土井委員お願いします。

(土井委員)

土井と申します。1章の障がいのある人の状況のところでは身体障がい者数が減っているというところなのですが、現に障がい者数そのものが減っているのか、手帳を取得する人が減っているのか、他のところは増えているのですけれど、確かに心臓のペースメーカー入れただけとか、人工関節入れただけの人は、それだけでは障がい者を手帳取らなくなったという、その他にも様々あるかもしれないのですけれど、そういったことは影響があるのかとも思うのですけれど、その辺の実態はどうなのか、障がい者数が減っているのか、手帳取得者数が減っているのか、何か理由とかはあるのかお聞きしてみたいと思います。

(赤羽会長)

これについては事務局、いかがでしょうか。

(障がい者支援課 山本企画幹)

身体障がい者につきましては手帳の所持者をカウントしておりますので、手帳の所持者が減っていらっしゃるということです。推測としましては高齢化によりまして、自然減とか、医療の進歩とかも考えられると思いますけれど、いずれにしろ手帳の所持者をもってカウントしていますので、手帳所持者が減っているということをお願いいたします。

(土井委員)

ありがとうございます。手帳を持つことを敬遠するという人が、もし増えているということがあればそれは違うかなと。権利として持ったら、生活はかなりクオリティが上がり、社会参加も増えると思うのでそういう実態。手帳を持っている人と本当に障がいのある人との間というものを調べていただければありがたいと思いました。

(赤羽会長)

ありがとうございます。所々、私も少しお話を入れさせていただければと思いますが、発達障がい、知的障がいのところも、他の障がいよりも数値的な数が一緒でいいということではないのですけれど、やはりその手帳を持つ、そこがご家族含めて意識がある辺りは凄く差があり、実際手帳だけが障がいの、そこにではないことは、学校関係、地域の中でも凄くよく感じることはありました。

今の土井委員の発言も凄く大事なご指摘かと思いました。

その他いかがでしょうか。資料1についてですが。

佐藤委員お願いします。

(佐藤委員)

佐藤です。説明ありがとうございました。これまでの会議の中でこのような形にまとめていただいたりしているのですけれども 1 つ気付かないところなのですから、実は長野県に住んでいる私達の視点ですけれども、例えば私の友人に知覚障がいの方が居まして旅行が好きなのです。

そうすると自分で東御市ですので、佐久平から新幹線に乗り東京駅で、また一旦乗り換えて新幹線で九州までいってしまう方なのです。その場合のちゃんとしたストレートに繋いでいくそれぞれの駅の所でしっかりサポートしていただいているのです。

それはとてもありがたいということなのですが、その先が例えばバリアフリーになっているホテルとか観光地。長野県は観光地ですので、そういう観光地に障がいのある皆様が来て、そこで滞在する際の支援はやはり大事ではないかというところが、ここのプランの中にはないというか、それを私も気付いたのですけれども、その辺をひとつ盛り込むようなことというのは。

例えば健常者であっても小さな子どもたちが行って、皆さんに本当に迷惑にならないような形で滞在できる。そういう施設もあるのですけれども、障がいがあっても長野県に来て観光地での配慮や過ごし方というところも、ここは観光施策になっていくのか、障がい者施策になるのか何かしらの形で出来るといいと思いました。

あちこち飛んで申し訳ないのですけれども、スポーツ観光部ということでもスポーツツーリズムであったり、ワークツーリズムの中でのそういう視点も必要ではないかと感じました。

(赤羽会長)

ありがとうございます。この辺、事務局の方で今のニュアンスのようなところで、もし関わるようなところがありましたら何にかご意見いただければ。

(障がい者支援課 藤木課長)

ご意見ありがとうございます。障がい者支援課の藤木でございます。

資料の 85 ページをご覧くださいますと、レクリエーション活動の推進という項目がございます、この中にユニバーサルツーリズム等の記載をさせていただきます。こういったところである程度対応していると考えているところでございます。

(赤羽会長)

ありがとうございます。スポーツはやはり何か、運動とか取り上げやすいところがあると思うのですが、本当に気楽に、もっと障がいを持たれた様々な方達が今の、旅行ばかりではないちょっとした外出も含めて、そう

いった所に出先で、本当にサービスといたらいいのか、そういうことを受けられる状況がそれぞれの事業や、それぞれのところにあるところは、とても大きな状況なのかと思えますけれど、的を射ているかですが。

是非、そこもスポーツだけに特化したところでない、観光地先や、出先でのそういった障がいの方達が、困った時にサポートを受けられるそういったことも考えていただければと思います。

他にはいかがでしょうか。二宮委員。

(二宮委員)

二宮です。確認させていただきたいことがあります。

計画の位置づけについて「障害者基本法に基づく県障がい者計画」と書いてあると思うのですが、次の中点は「障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障がい福祉計画」で、それには「県」が入っていないですね。「県」が入っているのと入っていないのがありますがその違いは何でしょうか。

(赤羽会長)

事務局、いかがでしょうか。

(障がい者支援課 藤木課長)

紛らわしくて申し訳ないのですが、いずれも県の計画ですので、県障がい者計画、そして県障がい福祉計画、県障がい児福祉計画ということで県を入れてお考えいただいて結構かと思えます。

(赤羽会長)

表示がないものについても、基本的に「県」というところで考えていければいいということですね。

(二宮委員)

では、どれも「県」が入るということですね。何か理由があるのではと思ったのでお聞きしました。

(赤羽会長)

ありがとうございました。また県民の皆さんが読んでいくものになっていくので、どなたも見やすいという意味では、もし、考えて「県かな、違うかな」というようなニュアンスがあるようでしたら、その言葉尻のところは是非、御検討いただいて分かりやすくということで御検討いただければ思いました。

他にはいかがでしょうか。

WEBの方から田中委員お願いします。

(田中委員)

障がい者総合支援センターの田中です。よろしくお願ひいたします。第3章「重点的に取り組む施策」の中の4番、「多様な障がいに対する支援の推進」というところで、一番下のポツの「強度行動障がい支援の充実」というところですけど、「西駒郷の専用棟でノウハウ蓄積と地域還元」とありますが、地域還元というところで現在において何か具体的なその方法というところがありましたらお聞きしたいと思ひます。

(赤羽会長)

事務局、いかがでしょうか。

(障がい者支援課 藤木課長)

障がい者支援課の藤木でございます。西駒郷の専用棟は、来年度から供用開始になりますので、そこでしっかりこの強度行動障がいの皆さんへの支援をさせていただいて、ノウハウを蓄積した上で地域還元については、そこで得た、どのように環境調整をしたらその人にいいのかというようなものをセットにして地域に戻っていただく。そういった形での地域還元ですとか、あるいは研修会をやるとか、そういったことが出来ると考えているところでございます。

いずれにしても、この専用棟でのノウハウ蓄積をしっかりさせていただいた上で、地域還元をしていくということですので、6年度すぐからということでは難しいかもしれませんが、この計画期間内にはこういった地域還元に取り組んでければと考えているところでございます。以上です。

(赤羽会長)

ありがとうございます。田中委員、いかがでしょうか。

(田中委員)

申し訳ありません、音声の方が波打ってしまって聞き取れなかったところがありますので、もう一度よろしいでしょうか。

(障がい者支援課 藤木課長)

音声大丈夫でしょうか。

(田中委員)

大丈夫です。

(障がい者支援課 藤木課長)

地域還元については、入所していただいて、そこで、例えばその人に合った環境調整とか、どういう関わり方をしていくのがいいのかといったノ

ノウハウを積み上げて、それを地域にお帰りになる時に、セットで引き継ぎをさせていただくことによって地域還元が出来ますし、それから研修会等を開かせていただいて地域の支援者の資質の向上を図る、そういった取組が出来ればと考えているところです。以上です。

(田中委員)

ありがとうございます。

(赤羽会長)

ありがとうございます。

私がいっぱい喋ってはいけないのですけれど、強度行動障がいの方のところ、発達障がいの方のところでは話題が出るものですから、一言お願いしたいところもありまして、やはり今、強度行動障がいの方への支援というのはとても大きな大きな状況になっているかと思っております。

私の居る松本の圏域も、その支援がしっかり出来ていない状況が地元の協議会とかでもありまして、うちの事業所自体もそのスキルが全部あって、受入れをしっかりと出来ているかという状況ではなくて、コロナの最初の頃に受けた方が、四方穴を全部開けて帰られていかれた状況もあって、でも本当はその方達は本当にそんなことしたい訳ではなくて、もう本当に困った上でのそういう状況になる。

こちらもそれがもう何か月、今度部屋が使えない。色々な状況の中で短期入所もお断りする時もあったりして、そういう状況が今、多分各地にたくさんあるのだらうと思います。

この為に、ここの西駒郷のノウハウの蓄積と地域還元は、とてもありがたい展開だと思ひまして、私達の関わった方も結局、西駒郷さん経由で国の、のぞみの園さんとかにもお願いしながら何とかいけないかというようなことをやって、地元でうまく、まだまだ支援が出来ていないという状況になるのでこの支援はとても期待されるところと、もう一つ是非並行して、結局その子達が社会に出てくる前の学校、特別支援学校、それからそのように強度行動障がいの的に変容していく間のところで、何とか手を打てないかということにも、是非早いところで、それがプランになるのかですが手を打っていかないと、本当にどんどん手遅れになっていく状況が凄く現場にいて歯がゆい状況でいるところがございます。

ですので、前回、私も言われてやはり今、気になるところが教育の部門との連携と、特別支援学校、特別支援学級との連携は、どうやっても急務な県のプランに関わってくるのではないかということ、ずっと思っているところであります。

すみません長く言いました申し訳ありません。お願いします。



(村松委員)  
村松です。

(赤羽会長)  
村松委員お願いします。

(村松委員)  
すみません、資料 6 に飛んでもいいでしょうか。それとも後にしますか。  
飛びます。いいです後で。

(赤羽会長)  
資料 6 どんなのでしたっけ。

(村松委員)  
スポーツ。

(赤羽会長)  
スポーツのところですね。

(村松委員)  
飛んでいいですか。

(赤羽会長)  
順番でもいいですか。

(村松委員)  
いいです。

(赤羽会長)  
すみません。私が回らないだけのところがありますが。資料 1 のところ、皆  
様いかがでしょうか。色々な詳細が出てくるところの元になるもののところ  
かと思いますので、何かご意見がございましたら。

私が色々言ってすみません。第 4 章 3 のところの災害関係がございます。  
年明け石川県で色々な状況があって、障がいの方達の情報が流れて来ないの  
ですが、所々流れてくるようなことも出てきましたけれども、施設関係、学校  
関係でも障がい関係の方達、やはり被災をして、そこが難しい状況が来たり  
していました。

是非、こういったところも防災のプランの中にも、全ての県民の方の色々  
な状況が上がってきているのかもしれないですけれども、障がいをお持ちの方  
は特に、そこがきっと情報が上がってきていないことが多いのかなとい

う印象を受けたりします。

是非、長野県に大災害が起きた時、地震もきつと来るでしょう。その時にあらゆる障がいの方達も、その方たちの特性が生かされた防災対策の様なことは、早めにイメージをしておくことが必要かと思いました。

特に私のところの知的の方達の自閉症の方達は、水や食料等が並ぶと、その子が走って行くので、親御さんが行ってしまうと列を詰められて支給さえされずに結局、壊れた家でしか居られないような状況をよく聞いたり、災害のボランティアに行く方達からそういうことをよく聞いたりすることがございます。

是非そこも、特化してプランの中で検討していただければありがたいと思います。すみません、以上です。

資料1、いかがでしょうか。皆さんの方から。

では、第5章の今後の目標の目安になるとご説明をいただきました。

国連の勧告でも、脱施設のようなことは大きな項目で、今回日本の方に提言があったと聞いて、私たちの協会でもこのことが話題になってきております。

ただその時に、だからといって脱施設だけが大事な事ではなくて、その国やそのエリアの文化だとか、やり方だとか状況に合わせて施設政策を進めていくことが大事ということも国連関係の方からは話が流れてきました。

ただ単に国も目標の数値は上げるでしょうけれども、施設から地域へというような時も、単純な私たちの法人だとすぐそうになると、世話人でさえ本当に人が今なかなかなくて、次のグループホームをと思いつながらも、その建設が、このコロナ禍も含めて進んでいない状況で、入所の方を今出せない状況もありまして、やはりここも併せて人材確保と、それからグループホーム等の世話人さんの確保だとか当然その手当も含めて、そういったところもこれに合わせて大きな課題になってくる問題かと思っております。

(佐藤委員)

いいですか。

(赤羽会長)

佐藤委員。

(佐藤委員)

お願いします。第4章の4の社会参加の促進の三つ目のボツですが、移動支援の充実の括弧の中に「障がい者補助犬の理解促進等」とあります。

この補助犬の理解促進というのは、4でも出ていますけれど、1の障がい者への理解と権利擁護の福祉にも当然当てはまることだと思います。

やはり視覚障がいの方は補助犬と一緒に移動しているのですけれど、お店で断られるケースが地元でもあります。

本当に辛い思いをされているということの中で、やはりこの理解を広く広報していただくということが大事かと思っているのと、それから社会参加というと、やはり障がいのある方達が施設の皆さんと一緒に外へ行くとか、あるいはその地域で行っている例えばポッチャとかですけど、そういうところに行くのにヘルパーさんを使えない現実があります。

高齢者のご家庭だと親が連れていけないとか、働いているから連れていけないとか、結局参加したいのにも関わらず出られないという、そういう悪循環がずっと続いていく中で社会参加したいけれど出来ない。

施設の方で車で送迎するという現実もある中で、この辺の移動支援についての考え方も、少し広くサービスが使えるような状況というものを作っていく必要があるのかと思っておりますので、その辺もまたご考慮いただければと思います。

(赤羽会長)

ありがとうございます。

是非また、検討をお願いいたします。

他にいかがでしょうか。ではまた最後のところで全体からと振りますので、そこで言い忘れのところありましたらお願いをしたいと思います。

続きまして、資料 3 のところ、成果目標等も含めて資料を出していただいておりますが、この中のところで何か気になるところでしたり、ご意見等ございましたらお願いをしたいと思いますがいかがでしょうか。

(上原委員)

すみません。

(赤羽会長)

上原委員お願いします。

(上原委員)

長野労働局の上原と申します。よろしくをお願いいたします。

資料 3 の④、福祉施設から一般就労への移行の部分で、就労継続支援 A 型事業所からの移行の数の目標が 88 人、その下の就労継続支援 B 型事業所からの目標が 109 人ということで、実績に対して率を掛けて数字を出しているかと思うのですが、私の素人的な考えでいくと、A 型で働いているの方が、より一般就労するための職業準備性を備えた人達が多いという思いがあったのですけれども、結果からすると B 型から一般就労へ移行していく人の方が多いという現実があるのかと見て取れまして、実際に A 型で働けるくらいの方でも、実態として受け入れ先が B 型しかない中で、結果として B 型の方が一般就労した数が多いのか、A 型、B 型、就労されている方に差はないということで、たまたま結果として B 型の方が多かったという

実績なのか、その辺何か分析されているようであれば、教えていただければということで質問させていただきます。

(赤羽会長)

ありがとうございます。事務局お願いします。

(障がい者支援課 藤木課長)

この違いは、事業所の数が随分違うということが影響しているかと思えます。

例えば、令和4年度末でA型が69、これに対してB型が320ございますので、母数が多いB型の方が人数的には多くなる、A型の方が一般就労に移行しやすい方が多いのですけれど、母集団が違うので、その関係でA型とB型が逆転している、その様な状況かと分析しております。

(赤羽会長)

ありがとうございます。

その他に資料3のところいかがでしょうか。友野委員お願いします。

(友野委員)

質問とかということではないのですが、私達の障がい者支援施設の方でも、ここ数年本当に状況が大分変わってきているという状況での御報告みたいな話なのですけれど。

やはり重度の障がいを持たれた方々、皆様生活している施設なのですが、最近はやはり地域移行という形の事例も、数件ですけれど出てきております。

先ほどの地域社会へのというような話もありましたけれど、実際長年、養護学校さんの体験学習も受け入れている施設であるのですけれど、3年前ですか、たまたま体験を重ねた方が、仕事をしたいという話がありまして、今現在、生活支援員として就労していただいているというような経過も出てきています。

本当に障がい者支援する私達、旧療護施設といわれる施設。なかなか施設から地域に出ることが出来ない。逆にそういった障がいを持たれた皆さんの雇用という部分も意識してきたのですけれど、最近そういう形で実績が出てきているという状況は大分変わってきている。こういう色々な計画の中で地域全体が、県自体がこうやって動いているという状況なのですけれど、私達障がい施設の状況も徐々に変わってきている。

今実際に入所している方が地域の方に戻られて昼間だけ通ってくるということで、本当に施設の使い方も大分多様化してきているという部分は、実感として感じているという状況です。報告です。

(赤羽会長)

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。資料 3 のところですが。二宮委員。

(二宮委員)

二宮です。資料 3 の目標について盛り込んで欲しいという訳ではないのですが、確認させていただきたいことがあります。

公的機関で、例えば長野県庁知事部局と、教育委員会などの法定雇用率が 2.6%だったか、はっきり覚えていないのですが、令和 3 年に法定雇用率に達成したという報告がありましたが、実際に障がい重い方が、雇用されているかどうかということをお聞きしたいです。長野県知事部局には手話通訳の必要な聴覚障がい者が居ないとお聞きしたのですがいかがでしょうか。私が昔、東京都で勤めていた時は、手話通訳が必要な人とか障がいの重い人が大勢いました。

もっと重い障がいの方も多く採用していただきたい。民間企業に対して模範を示すことによって、障がいに対する理解と普及啓発や波及効果にもつながると思います。

雇用率を達成しましたというだけでなく、雇用率を上げるとともに重度の障がい者ももっと積極的に採用して欲しい。民間企業も公的機関を参考に「そうしなきゃいけない」というようになると思います。

そうすることにより障がい者に対する理解も広がるのではと思っています。

その辺りを県として方針とか目標があれば教えていただきたいと思いません。

(赤羽会長)

ありがとうございます。現状と今後の要望も含めていかがでしょうか。

(障がい者支援課 藤木課長)

障がい者支援課の藤木でございます。御質問ありがとうございます。今の現状を申し上げますと、障がいの重い方も県として採用している実績がございます。

例えば、精神の 1 級をお持ちの方ですとか、あるいは身体でも 1 級をお持ちの方を雇用した実績がございますし、さすがに知的障がいで A1 の方はいらっしゃいませんけれど、知的障がいの方でも B1 の方の雇用はありますので、障がいの程度によって、軽い方を集中的に採用させていただいているという訳ではなくて、その方の適性に合った仕事があれば採用させていただいていますので、今後も引き続き障がいの重い方についても同じように採用に努めていきたいとそのように考えているところです。

(二宮委員)

わかりました。法定雇用率をもっと上げるという予定はありますか。

(赤羽会長)

事務局いかがでしょう。

(障がい者支援課 藤木課長)

ご案内のとおり法定雇用率は、これから段階的に 0.2 ポイントずつ上がっていきますので、県としてもその法定雇用率を達成できるように障がいの雇用にさらに進めていきたいと考えております。

チャレンジ雇用という制度があるのですが、5 年度予算では 28 人のところ、6 年度予算案では 33 人に拡大をしている状況でございます。

(二宮委員)

ありがとうございました。

(赤羽会長)

ありがとうございました。

他に皆さんいかがでしょうか。土井委員お願いします。

(土井委員)

土井です。193 ページ、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムですが、精神科の病床から退院後 1 年以内の数字が、325.3 日以上という目標で、令和 2 年度の目標が 325.3 日なので、それ以上ということで少しずつ伸ばしていこうという感じですが、退院して本当に伸びないということを感じました。

病院ではないと生活していけなく、また結局病院に戻るという方が何人もおられるということは本当に悲しい現実だと思うのですが。

資料 2 の方はもうやらないですか。

2 のそれに関連したところで、ボランティアのことでお聞きしたいと思ったことがあるのですけれど。

私達の生活の中で、病院とか避難施設で虐待とか、そういうことが解消してこないというのは、風通しの悪さみたいなところが凄く大きいと思うのですが、ボランティアの活動のリーダー養成についてあるので、そういうところも凄くボランティアを増やしていくということで、地域の風が施設や病院にどんどん入っていくということがあると、大きく変わってくるのかと思っているのですけれど。

ボランティアのことも聞いてもいいですか。

54 ページにボランティア活動リーダーの養成とあるので、これはどういうことでしょうか。

私のアンテナが低すぎてわかっていないことであれば申し訳ないのですが、けれども、障がいのある人を支えるボランティア活動を支援するボランティアリーダーの養成ということで、前の障がい者プラン等を見ると数字的にはどんどん増えているので、どのように養成をしているのかというところをもう少し詳しくお聞きできればと思います。

(赤羽会長)

すみませんでした。精神のところの状況のご感想的もありましたし、今のボランティアの活動リーダー養成のところを事務局から説明お願い致します。

(地域福祉課 原主任)

ボランティア養成の関係で、私、地域福祉課の原と申します。

当課で、長野県社会福祉協議会さんと連携してボランティア活動のリーダーの養成の研修というものをやっています。障がい者プランなので、障がいのある人を支えると書いてありますけれども、基本的にはボランティア全般の養成研修という形にはなってございます。

以上ですけれどもよろしいですか。

(土井委員)

研修をやっているということですか。

(地域福祉課 原主任)

そうです。研修をやっています。

(土井委員)

研修をしたら、そこで資格とか何か登録されるとか、そういうシステムみたいなのはあるのですか。リーダーになるための。

(地域福祉課 原主任)

まちづくりボランティアセンターというものが長野県社会福祉協議会にあります。そちらの取組としてもやっています。

登録とかそういったものが、どうなっているかまでは申し訳ないですが、また確認してご回答したいと思います。

(赤羽会長)

ではまたの機会にも是非言っていただきたいと思います。

土井委員は逆にそこについての要望、ご意見的なところはいかがでしょうか。

(土井委員)

ありがとうございます。特に精神の障がいの方は、やはり地域社会の中で偏見とか差別も大きいので社会の中に溶け込んでいくのはとても難しいと思っています。

就職をしても、就職先の中で交流できずに、また作業所の方に戻ってきて交流をして、また仕事場に行くみたいなそういう方もたくさんいらっしゃいます。

ですので色々なところにボランティアの働きがあると、とてもいいと思いますので、そういうボランティアも専門性ではなくて素人性でいいと思うのですけれども、リーダーであれば、そうしたボランティア組織をきちんと運営していくことができるのが、また更に強力にもなっていくので、そうしたところはしっかりと組織化できるとまた違うと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

(赤羽会長)

ありがとうございました。

意図的に飛ばした訳ではなかったですが、1番と一緒にしてしまいました。申し訳ありません。

これまでのところでご意見ございましたら是非お願いを致します。

一つ赤羽ですが、今、土井委員からも精神の状況が出ましたけれども、前にも言っていたら重複してしまいますけれども、やはり長野県の中でも特に私の居る松本あたりも精神科の方達の入院率がとても多くて、ここは本当に全国区、世界的にもということでご指摘を受けている状況があるところでございます。

是非この目標値の大事さも是非クリアをしていくことも大事でしょうし、もう一個はその根本にどういう状況があって、入院率が松本圏域、それから長野県で多くの関係あたりのところの、その特定のところは、今後のこの共生社会には凄く重要になってくるのではないかと思うところでもあります。

精神もやはり、知的も私たちも含めてスキルがまだ足りなくて課題もありますけれども、県としてもそこは大きな課題ではないかと思うところがあります。以上です。

他にいかがでしょうか、皆様。

では資料のところは先に行きたいと思います。

資料4ですけれども、共生社会実現に向けての体験機会創出事業についてですが。何かこれについて皆さんの方からございますでしょうか。

榊原委員お願いします。



(榑原委員)

では資料4の(2)と(3)についてお聞きします。

まずインクルーシブデザインワークショップなのですから。

これの実施はいつ頃を想定されているか、時期についてお聞きしたいのと、参加者を公募されますがどのような参加者を立ててもらえるかというのかと考へました。

例へば、ある程度専門性のある方に来ていただきたいのか、それとも広く参加者を募りたいのか。

次に、リードユーザーです。どのような障がいをお持ちのリードユーザーに交渉していただけるのか。

まずはその3つについてお聞きしたいと思います。

(赤羽会長)

ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

(障がい者支援課 大井係長)

障がい者支援課の大井と申します。ご質問ありがとうございます。

ワークショップの開催時期の目安でございますけれども、まだそこまで詳細を詰めておりませんので、資料に記載した通り東北信・中南信の2回開催を来年度中には開催というイメージでございます。

そして実際参加者の公募という点でございますけれども、やはり一般県民の方といいますか、特に専門の方と縛る訳ではなく、まずは興味・ご関心のお有りの方を幅広く公募というイメージで予定をしております。

あと障がいのあるリードユーザーの方についてでございますけれども、令和5年度は、まさに試行的に1回ワークショップを開催しております、実際その時には視覚障がいの方ですとか、車いすユーザーの方をリードユーザーとして実際一緒に街の中を歩いて、社会的障壁を発見したというワークショップを開催しておりますので、実際来年度行う時にも、そういった方々ですとか実際本当に困っている方というのはもちろん、視覚障がい車いすユーザーに限らず知的障がいであったり、発達障がい精神障がいの方々もいらっしゃいますので、できればなるべく幅広く、そういった方々もリードユーザーとしてご参加いただけるような仕組みには考へたいかとは思いますが、まだそこも詳細は今後詰めていくというところでございます。以上です。

(榑原委員)

ありがとうございます。

今回街歩きということなので、実施する時期によって見えてくる問題が大分変わってくると思うのです。

夏の暑い時期でしたら、やはり体温調整が難しい方が、かなり顕著な影

響が出ますし、季節が秋とか冬であれば、例えば落ち葉で点字ブロックが見えなくなったりとか、雪で車いすが通れなかったりとか、そうした問題もありますので時期をずらしていただいたりだとか色々な時間帯とかも含めて検討していただきたいと思います。

あとインクルーシブデザインワークショップに関しましては、やはり参加者の多様性というものは非常に重要です。

特に集団で街を歩くときにはグループに分かれて歩かれると思いますので、その時でも、なるべくその同じグループの中に多様なユーザーが参加されることを期待しております。

あと今回参加者を広く公募してということなのですが、解決策をどの程度に持っていくかというアウトプットを考えて詰めることも必要かと思いました。

ある程度知識がある方。私もユニバーサルデザインを専門に研究していますので、こうしたワークショップに随分参加しましたし、取材もしていますので、そこで経験したことによってある程度、具体的な解決策、広く普及させる、研鑽する目的であれば幅広の参加者でいいと思いますし、ある程度具体的な解決策を求めるのであれば、ある程度デザインとか街づくりに興味関心のある方も含めていただいた方がいいと思いました。

以上お願いします。

次にもう一つ、3の障がいに関する広報啓発ですけれども。

これは個人的なお願いですけれども、来年度から障害者差別解消法が改正されます。事業所等への合理的配慮の義務化が義務付けられることになりました。

これに関しては私の周りでも、よくわからないという声が多くて、これに関してやはり広く啓発していただけないかと思いますので、取り上げるテーマの一つに加えることを検討していただけると助かります。

以上です。

(赤羽会長)

ありがとうございました。

是非、事務局そこのご検討をお願いしたいと思います。

他にはいかがでしょうか。資料4のところですが。

赤羽ですが、今伺っていて、榊原委員のところ例えば大学でもされていることだとか、県下の色々なところですでに研究されているとか、色々な情報があるだとか、きっとおられるだろうというところの連携も凄く大事な部分かと聞いていて思いました。ありがとうございます。

続いて資料5のところに参加します。

条例関係になります。条例案についてですが、ここについて何か皆さんの方からご意見お考えありますでしょうか。

特にここはよろしいでしょうか。

土井委員お願いします。

(土井委員)

土井です。

令和7年10月からの予定ということでは、まだ細かくはわからないのかもしれないですけど、就労選択支援の創設ということは今までも就労開拓員とか、色々な就労のための様々な支援の人が、そういうシステムあったかと思うのですけれども、この就労選択支援の創設というのは、どういふことなのかもう少しわかりやすく説明していただけたらと思いました。

(赤羽会長)

事務局、お願い致します。

(障がい者支援課 藤木課長)

障がい者支援課の藤木でございます。

今までは、確かに委員ご指摘の通り、例えばB型の事業所を利用したいという場合に就労移行支援事業所を使ってアセスメントをするという仕組みもあったのですけれども、事業所にとってみればB型をもうすでに使っている方に、そこを使い続けてもらった方が経営上ありがたい訳です。

でもB型を使っているうちに就労の能力が上がり、一般就労が望ましい方も出てくる訳で、そういった方等に対して就労選択支援という仕組みを使って、一般就労へ移行したり、あるいはA型の方がいいのではないかとか、そういったことをご本人の意向を尊重しながら、その方の特性や能力を、アセスメントして、本人の意思決定を支援しながら最もその方に適した就労方法を一緒に考えていく。そういった新しいサービスになりますので、そういう意味では今までよりもさらに進んだ支援が可能になると考えております。

以上です。

(赤羽会長)

ありがとうございました。土井委員いかがでしょう。

(土井委員)

わかりました。ありがとうございます。

(赤羽会長)

赤羽ですが今の藤木課長さんのところに関係してですけども、逆に私の周りとかでも今度は就労をやっていた方達の高齢化とか、それから機能低下によってとか、それ私のすぐ近くにいるとこだとダウン症の50歳前後になってきて、もう本当にこう色々な落ちてきた方の今度は、その方達の

次というようなところもある意味、逆に次の展開ではなくて今度は生活介護に落とさなくてはいけない。

でも本人とご家族は意思があるけれども、事業所とすれば本当に仕事が回っていかないようなこともだんだん出てきて、発達障がい害の方達も含めた、障がい者の方達の高齢化でも逆のケースもとても、今度は関連してくる状況などたくさん出てきているというのが現場にいる実感でありますので、そこも含めた選択支援が必要になってくると感想を持っております。以上です。

資料 5 の関係いかがでしょうか。

では、続けて資料 6 になります。村松委員大変申し訳ありませんでした。

(村松委員)

いえいえ。

(赤羽会長)

スポーツ関係のところにりますが。

(村松委員)

そうですね。

(赤羽会長)

お願いいたします。

(村松委員)

長野市身体障害者福祉協会の女性部の村松と申します。

今の資料 6、7 を見て、障がい者スポーツ行政の一元化について本当に嬉しく思います。

今まで教育委員会とか、そういうところでたらたらスポーツをやらされていた。

本当に選手たちが、これから本当にアスリートとして大きく飛躍できると思うのです。というのは実は 2008 年の大分身障大会の時に私も参加したのですが、最後の代表リレー大会の時に非常にアスリートが何人も揃っていて、これは長野県はいいぞと思ったのですが残念なことに走法違反。リレーのバトンタッチで失敗して失格になりました。

そして後で帰ってきて何年かして、長野市のスポーツ協会の会議があった時に実はこういうことがあったけれど、コーチングはどうなっているとお聞きしましたら関係者の人が本当に臍を噛む様な思いで。

コーチができなかった。教えてあげられなかった。とって言ったのです。

それを私はずっとまだ十何年引きずっています。やはり、そのアスリートとなるべく一生懸命練習していても、そのポイント、ポイントで教えて

あげるコーチが付いてくれなければ選手は本当に埋もれてしまいます。それをいつも見えています。

それと県のスポーツ大会とか、市のスポーツ大会にも出てみて、とても楽しいのですけれども、あの議員さんたちが参加して見てくださっている時に果たして選手たちの頑張りをどう見ているか、障がい者の余暇じゃないのです。障がい者のお遊びでもないのです。私たちは障がいがあるからどこでもアピールできないところを、スポーツでアピールする選手もいるのです。中には本当に凄い、200メートルをもの凄い記録で走る選手がいますが、残念なことにスターティングブロックが使えなくて記録が出ないということも見ました。

皆さんどうかお願いします。一番最後の資料 6 になっていますけれども、障がい者のスポーツってというのは自分をアピールするところ、だからとっても大事な事なのです。遊びじゃないのです。ましてやりハビリでもないのですよ。選手として出ている人がいっぱい居るのです。

話は変わりますが、今年の 2 月 9 日に信毎で、「障がい者スポーツの健全者並み支援を」という記事があったのを読んでいただけましたでしょうか。

昨年の全国障がい者の準優勝になったバスケの県選抜の選手たちが、次を目指そうとしても自分たちが、例えば働く場がないので働く場がないということはお金を稼げないということで、そして練習の場も何もないと、そして選手を断念して離脱していく選手もいます。

このようなことでは、私は、やまなみ国体で金メダルを取ってくれと言っている訳ではではないのです。やはりできる選手がたくさんいるのに、それを支援できないということのが残念だと思います。

皆、もうお遊びではなくてアスリートを養成していつてもらえないといけないと思うのです。そのために県のサンアップルの事業をもっとアピールして欲しいし、皆が関心を持って欲しい。中には「障がい者の人だけが行っているスポーツ施設でしょ」、「健全者は行っちゃ駄目なんでしょ」と言っている人がいますけれど、そうではない。お金さえ払えば健全者も使える訳ですから、これは大いに行ってそこで一生懸命頑張っているアスリート達を見て欲しい。

それからメディアが放送しなかったということで、これからはきちんとメディアが放送してくれるようにという記事もありました。それも本当にありがたいと思います。

本当に認知度だって全部の放送局が放送しないといけないことだと思うのです。

特にアーチェリーを見てください。アーチェリーというのは片腕がなくても、両腕がなくても、何がなくても口で引きます、肩で引きます。

アーチェリーは健全者のアーチェリーより凄く面白いです。どうやって弓を引いて、どうやって的に当てるのか、それは本当に面白い競技です。

ですからこういう一つ一つを、ポッチャがまず市民権を得ましたので、次はアーチェリーをぜひ見て欲しい。もうどこで引く、どのように弓を引いてどこに的を当てるか、これは健常者と同じで10点のところから6本入ったら60点なので、それは健常者であっても同じです。引いて撃って、的に当てればいいのだから。どんな引き方でも。けれど残念ながらまだまだメディアが放送してくれないので、市民権を得ていないのです。スポーツというのは、これから色々な今までやっていただいた資料1、2、3、4の中の就労支援だとか、そういうところにも関わってくるし、それから一番アスリートが育つということ。これからもやっていっていただきたい。

それから最後に、やまなみ国体全障スポーツに向けた障がい者スポーツ行動推進計画ということですが、動機としてはいいですけど、これだけではないと。実はここにアスリート、障がい者のアスリートに目を向ける、もっと優しい目を向けてほしいということで、やまなみ国体だけではなく、金メダルを取ることではなくて、障がい者のスポーツがどれだけ大事かということ念頭に、どこかにこの欄外において進めていきたいと思えます。すみませんお願いします。

(赤羽会長)

ありがとうございます。熱く語っていただいたので良かったです。

(村松委員)

すみません。

(赤羽会長)

ありがとうございます。

スポーツ関係とか、それに関連したところでは皆さん何かご意見いかがでしょうか。ありがとうございます。

(赤羽会長)

ありがとうございます。他の皆さん、先ほどのボランティアのところも含めたスポーツのそういうところには、やはりその手助けや、ご理解する方。特に居なくてはいけないのも、またこのスポーツの部分であったり、体験の部分であったり、アスリートの部分とか、余暇の部分とか色々なものが話し合いの中に入っていると思えます。

うちの施設は、なかなか障がいスポーツ大会に引率の関係でどうしても人を出せなくて、コロナもありましたけれども断念しているような状況も、実はその裏ではあったりしている状況があったりします。周りの施設さんも同じようなことをおっしゃっているということがあったりします。

またこの新しい、やまなみ国体に向けてのいいきっかけになるようなことと、この新しいスポーツの体制に期待するところでもありますので、是非

またご検討をお願いしたいと思います。

では先ほどの詳細な質問のところ、いま聴き取りをしていただいたということでしたので、事務局の方からお願いいたします。

(地域福祉課 原主任)

地域福祉課の原と申します。

先ほどボランティアの登録の仕組みなどというところだったのですけれども、確認してまいりまして、基本的には養成研修も市町村社協さんのボランティアセンターに登録するということを前提にやっているというところがあります。ボランティア活動なのですけれども、市町村社協に登録していただいた方が、どこまでやっているかというところまでは追えてはいないので、一番ボランティアというのが分かりやすいのは、災害ボランティアというのもありまして、災害ボランティアが多いのではないかと思います。

ボランティアリーダーの養成というのは、そのボランティアグループの立ち上げですとか、ボランティアの企画とか運営とかというものをどうやってやるかというところのリーダーとしての養成です。実際のボランティアの登録者数は市町村にもよるとは思いますけれども、障がい者プランに記載したボランティアリーダー養成者数よりは多いのではないかとこのようになところでございました。以上です。

(赤羽会長)

ありがとうございました。土井委員。

(土井委員)

ありがとうございました。土井です。

災害については、私も今まで事業所の方では災害があった時にどうするかということばかり考えていたのですけれども、今回能登で災害があった時にうちから送れるかというところで、自分の目の前の仕事で手一杯でどうしてもボランティアを送ることが出来なかったのです。県や市から要請があっても、どうしても人が出せないというところで本当に辛い思いをしたのですけれども、これからはやはり受けるときもどうやってボランティアを受けるといことも大事ですけれども、どうしたら派遣できるかというところで大きな社協さんとか、そういう大きい所からではなくても、小さい所でも短く一週間だけとか、だんだん経験を積んでいけば出していくことが出来るようになるかと思うのですけれども、働き盛りの人がボランティアとして出るのが当たり前の社会になって欲しい思うのです。

今私の事業所・法人では 100 名近いボランティアがいるのですけれども、皆さんボランティアと言ったら 60 以降というか、定年を過ぎたらボランティア世代みたいなイメージがあってやってくる期間ですけれども、私も仕

事で 8 時・9 時・10 時になるような毎日を送っていても、朝早いちょっとしたボランティアとか、今までも読み聞かせだとか孫の小学校にボランティアに行ったりしたこともあったのですけれど、そのように探せば、どんなボランティアでもやれると思うので、県民が働き盛りの人であっても、どんな人でもボランティアはやろうと思えば出来るというような、そういう意識が皆さんに出てくれば、災害の時にもすぐにボランティアが集まるということが出来たら本当にいいと思っていて、日本の今回見てもあまりにひどい状況というか、冷たい床に毛布を敷いて寝て、ご飯も乾き物のようなパン類しか初めは来ないとか、なかなかそういうところが他の諸外国では、すぐにテントが何千個も建つとかというようなところと比べると、日本がまだまだ遅れているということを感じるのですけれども、基礎の段階としてボランティアが働き盛りでも当たり前にするというそういう風潮が出来てくるといいと重ねて思います。

(赤羽会長)

ありがとうございました。

では、私の進め方もいけなくて時間の方が大分迫っておりますが、もうしばらく皆様にご意見を伺いたと思います。

武藤さん、今日のところから何か気になったところ。どこからでも構いませんのでいかがでしょうか。感想でも構いません。

(武藤委員)

すみません。武藤です。

全体を通して言いたいと思っていたのですけれども、前回の会合で出た意見を取り入れていただいて、本当にこれだけまとめていただいたのはご苦労されたと思います。ありがとうございます。

これからは具体的なことをどんどん進めていっていただきたいのですけれども、私たち、移動支援が結構気になるところなのですけれども。一昨日会合がありまして、今、長電バスが日曜日運休になっているのです。そこへ来た方が長電バスしか通らない、アルピコも通る所ならいいのですけれども、長電バスしか通らないということでタクシーをお願いしたら 3 社くらい、今車が空いていないということで、本当に公共のバスとか、タクシーとかドライバーさん不足で結構移動が大変なのです。

なのでそういうところも具体的な施策を、これからどんどんグループホームに関してでも進めていっていただきたいと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

(赤羽会長)

ありがとうございました。

では WEB の皆さんからも。ありがとうございます。長沼委員お願いします。



(長沼委員)

飯田の長沼です。聞こえますでしょうか。

重心ケア児の事に関してですけれども、重心ケア児の生活の場の確保についてお願いします。この資料 2 の素案にはあちこちに記載されていて、特に短期入所施設の設置をすすめるという事に関しては明記されていますが、一方長期にわたる生活の場についてはこれまで 2 回の会議で提出された資料の中には記載されておりました。

これが今回、ページ 100 を見ていただきますけれども上から 5 行目のところに、「医療的ケア児に長期にわたる生活の場について、当事者のニーズを把握し医療用介護事業所やグループホーム等について医療機関をはじめ多様な事業者との連携を図りながら、地域の中で選択肢の拡大を促進します」と記載されております。

これは非常に良かったと思います。最後一点お願いですが、この文章の最後の、「促進します」と書いてある部分は是非、「支援します」と書き換えていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

(赤羽会長)

ありがとうございます。事務局また是非ご検討をいただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

では宮島委員。よろしくお願いいたします。

(宮島委員)

豊岡村の宮島です。よろしくお願いいたします。

ただ今、長沼先生のほうから話があったとおり私からも資料の 1。第 3 章の 4 です。「医療的ケア児等に対する支援体制の整備」とございます。

この件ですけれども、当地域はやはり支援が少ないです。昨年 9 月に飯田下伊那地区に初めて医療型の短期入所施設が設置されております。

それに伴いまして医療機関の方で空いたベッドを使って応援ができないかという事を、どうも検討して下さったというお話を伺っております。

ただこれは制度的なものがあるって、常時 20 床を確保していなければできないことであるというようなお話がございまして、法的な面からも是非ご協力をいただいて、どの地域においても同じような支援が受けられるような、そのような具体的な提案をいただければ大変ありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

(赤羽会長)

ありがとうございます。事務局からは何かありますか。ではまた是非ご検討をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

時間ですが、特にこれという事でどなたかございましたら。

それではすみません。時間の方も参りまして、皆様から大変多くのご意見を頂戴しましてありがとうございました。

またご意見等を踏まえまして次期プラン策定の最終の調整を県の皆様大変でしょうけれども、ぜひ進めていただきたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

貴重なご意見をありがとうございました。

では事務局の方に戻したいと思います。よろしくお願いをいたします。

(障がい者支援課 山本企画幹)

赤羽会長、司会進行を長時間にわたりありがとうございました。

ここで、公務で遅れておりました福田部長からご挨拶を申し上げます。

(健康福祉部 福田部長)

皆さん、お疲れ様です。健康福祉部長の福田雄一でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

いろいろ予定がございまして、会議の終盤からの出席となりましたことお詫びを申し上げます。

本当にご熱心にご討議いただきまして誠にありがとうございました。委員の皆様には日頃から県の健康福祉行政にご理解ご協力を賜っておりまして、この場を借りまして厚く御礼を申し上げます。

また本日はこうしてお集まりいただきまして、障がい者プラン 2024 及び第 7 期障害福祉計画及び第 3 期障がい児福祉計画、それぞれ原案につきましてご審議いただきました。大変ありがとうございました。

委員の皆様のご意見及び現在実施をしておりますパブリックコメントのご意見なども反映させていただいた上で、本年 3 月に本プランの策定をさせていただきたいと考えているところでございます。本年度皆様には様々なご意見を頂戴しました。おかげさまでこうして次期プランの原案を取りまとめることができましたことは皆様の熱心なご議論によるものとゆう事でございます。大変感謝を申し上げます。

来年度は次期プランの進捗管理、更には障がい者施策の推進について、また様々にご審議をいただきたいと考えておりますので引き続きよろしくお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

#### 4 連絡事項

(障がい者支援課 山本企画幹)

最後に事務局から 2 点ご連絡を申し上げます。今後のスケジュールでございます。

本日のプランの原案につきまして短時間の中でご質問やご意見を頂戴いたしました。ありがとうございます。改めてご質問やご意見があらうかと

存じますので、本会議終了後に速やかにご意見を照会する通知を差し上げまして、2月26日月曜日を締め切りの目途といたしたいと存じます。

本日のご意見や追加でいただくご意見を参考にさせていただきます、最終案に反映していきたいと考えているところでございますのでご協力をよろしくお願い申し上げます。以上がご連絡でございます。

## 5 閉 会

（障がい者支援課 山本企画幹）

赤羽会長並びに委員の皆様には長時間にわたりまして熱心にご議論を頂き誠にありがとうございます。以上を持ちまして令和5年度第3回長野県障がい者施策推進協議会を閉会とさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。

（各委員）

どうもありがとうございました。

（障がい者支援課 山本企画幹）

WEB参加の皆様ありがとうございます。これで退席をお願いしたいと存じます。ありがとうございます。

（WEB参加委員）

ありがとうございました。